

平成30年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

会議録

1. 期 日 平成30年 9月 1日 (土) 午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲 (9名中 9名出席) ☆乙 (27名中 17名出席) ☆傍聴者 0名 ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出 (乙側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗について
 - (3) ごみ処理基本計画の策定状況について
 - (4) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・平成30第2回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成30年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・・・・・ (資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗について・・・・・・・・・・・・ (資料3)
- ・ごみ処理基本計画の策定状況について・・・・・・・・・・・・ (資料3)
- ・自治会側からの質問事項の写しについて・・・・・・・・・・・・ (資料4)
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・・・ (資料5)

4. 議 事

議題 (1) 【印西クリーンセンター操業状況について】

表-1) (平成30年6月～平成30年7月ごみ搬入量、焼却量)

- ・平成30年6月のごみ搬入量は3,901トン(うち事業系1,064トン)、ごみ焼却量は3,602トン。
- ・平成30年7月のごみ搬入量は4,059トン(うち事業系1,122トン)、ごみ焼却量は4,331トン。

【平成30年度排出ガス測定、騒音・振動測定、処理水の水質測定、ごみ質分析】

表-2) 排出ガス測定

- ・有害物質 (ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及び水銀。ダイオキシン類は1号炉のみ) について、1号炉 (測定日平成30年6月21日)、2号炉 (測定日平成30年7月12日) 及び3号炉 (測定日平成30年7月25日) の測定を行いました。測定値については全て協定値の範囲内でした。

表-3) 騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定 (測定日平成30年5月25日) についての測定値は全て協定値の範囲内でした。

表-4) 悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定 (測定日平成30年7月19日) についての測定値は全て協定値以下でした。

表-5) 臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定 (測定日平成30年7月19日) を煙突出口、臭突出口で行い、測定値は目標値以下でした。

表-6) 処理水の水質測定

- ・処理水の水質測定 (測定日平成30年6月21日・カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ダイオキシン類) についての測定値は全て規制値、協定値の範囲内でした。

表-8) 排ガス中の重金属測定

- ・排ガス中の重金属測定 (測定日平成30年7月12日) について、全て計量下限値以下でした。

【搬入車両数と搬出車両数】

（平成30年6月～7月搬入車両数）

・平成30年6月3,967台、7月4,035台、4月から7月までの類計で16,365台、前年同期と比べ160台増、0.99%増となっています。

（平成30年6月～7月搬出車両数）

・平成30年6月146台、7月159台、4月から7月までの類計で627台、前年同期と比べ75台増、13.59%増となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近7月、飛灰が337ベクレル、主灰が86ベクレル、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近7月の測定平均で一番高いのは、西側、第3地点の0.087マイクロシーベルトでした。

焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、民間処理業者への搬出、資源化と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。平成30年7月末現在の搬出先及処理量につきましては、21ページに記載してございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

なお、資料には記載しておりませんが、この9月より灰の搬出先が変更となります。混合灰として搬出していた埼玉県のスネイシカムテックス株式会社から、今度は全量自前の印西地区一般廃棄物最終処分場での埋め立て処理となります。

【質疑応答】

[乙委員]	主灰と飛灰の民間処理業者への搬出を8月で終了し、印西地区一般廃棄物最終処分場に持っていくという説明を伺ったが、その理由は何か。民間業者への搬出は最終処分場の延命化につながっていることだと思っていた。
[甲委員]	当組合は、最終処分場を整備し、平成11年6月から最終処分場に灰の全量を埋め立て処分しておりました。その後、平成23年3月の東日本大震災の原発事故により、灰の放射性物質の測定値が高くなり、地元の要望を受ける等の理由から今まで民間処理業者へ処分委託しておりました。現在の最終処分場の埋め立て状況ですが、平成29年度末で約2割という状況です。その後、外部委託を継続しながら、灰の放射性物質の測定値が規制値より下がっていることを確認し、最終処分場の有効利用検討したところ、最終処分場を活用していくという方針になりまして、地元住民と最終処分場の埋め立てについての協議をここ数年してきたところです。ここに来まして、今年の7月に地元から埋め立ての合意をいただきまして、9月から最終処分場へ埋め立てを行うところです。
[乙委員]	最終処分場の余裕があり、2割しか使っていない。焼却灰の放射能物質の測定値も下がり、そろそろ自分の処分場に持っていった方がいいのではというお話ですけれども、ただ処分場が一杯になった場合、次の処分場が簡単に選べるわけがない。地元も了解しないだろうと。そういうことで、できるだけ焼却灰は埋めないで有効利用したほうがいいという意見も当然あると思います。今のお話で抜けているのは、簡単に言うと、今埼玉県の民間処理業者に持っていった量は焼却灰の半分以上なるわけで、結構費用がかかると。その費用がゼロになるのだったら、処分場に余裕があるのだから、そっちに持っていった方がいいのではないかと。これが一番の理由ではないかと思うのですが、それはどうなのですかね。年間その処理のために幾らかかっているかも教えてください。
[甲委員]	きちんとした数字が手元になく申し訳ございませんが、1億6,700千万円が外部へ委託するとかかっております。
[乙委員]	外部に処理してもらうために、1億6,000万円が年間かかっていたということですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	では、それがなくなる非常にいい理由ができた。

[甲委員]	そういう経済的なものもございますし、その全量を最終処分場に埋め立てるということを仮定し、組合で推計したのですが、あと40年も埋め立てが可能だということで、その有効利用を図らなければいけないという判断です。
[乙委員]	40年というのは、今埼玉に持っていつているものを全部最終処分場で埋め立てて40年、そういうことですね。地元も了解し、放射能が下がったからいいよと。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	お互いにハッピーではないかそんな話なのですか。意味はわかりました。有効利用できるものをしていないというのがちょっと残念だったのですけれども、確かにお金は随分かかっているなという話ですので、理解はしました。了解ではなくて、理解しました。
[乙委員]	2つ質問があります。1つは、灰の放射線の値が下がってきたと言いましたけれども、どのくらいの数値なのですかというのが1つです。それから、もう一つ、今の話で、外部委託しなければ安くなるとおっしゃいましたけれども、実際に最終処分場の工事費用、維持費、それを容量で割ってトン当たり幾らだと、それとの比較になると思うのです。最終処分場に埋めれば、ただだからいいというわけではなくて、最終処分場をつくる金というのは当然要るわけで、それをトン当たり幾ら、その比較を当然していると思うのですが、その辺の説明をしていただきたいと思います。
[甲委員]	今、1トン当たりの費用を計算したものは手元にございませんで、詳しい数字での説明はできませんが、今までかかっていた経費1億7,000万円について、これが最終処分場に運搬して埋め立ての際の経費となりますので、当然向こうに埋め立てていたものがこちら最終処分場に埋め立てるので量が増えます。その埋め立てに係る運搬費、最終処分場の管理費が増えるわけですけれども、その差し引きをしても、かなりの経済効果はあるというように考えております。
[乙委員]	今その数字がないのなら、次回に報告してください、経済的にこれだけ有利だよという判断をされた金額を。あと一つ質問があるのですが、最終処分場があと40年はもつよと、では、今までのように処分委託を継続したら何十年もつ予定だったのか。例えば私が聞いているのはあと60年もつよと。半分以上も処分委託しているから、それが40年とちょっと短くなるけれどもまだ40年もあるよと、そういう意味なのか。それが40年もつよというのは、処分委託しなかった場合は40年だから、持っていったら、私が聞いているのは60年だけれども、その延命化できるのが40年になったという理由の数字も教えてください。
[甲委員]	次回ご報告させていただきます。
[乙委員]	あと、私の質問の第1にあったのですが、何ベクレルなのですか、その答えを聞いていないのですが。
[甲委員]	放射能の測定値については、資料2の19ページになりますが、平成30年の7月で飛灰が337ベクレル、主灰が86ベクレルという数値になっております。
[乙委員]	では、ほかの質問です。操業報告の報告事項1)の表を見ていただきたいのですが、1号炉の運転が隔月ごとになっています。例えば4月は14日運転して5月に一度も運転していない、6月に19日運転して7月はゼロです。今回の延命化工事は2号炉と3号炉をやったわけですから、1号炉は、解体してしまうのかなと思っておりました。そうではなくて、何かあった場合の予備炉として位置づけているというお話を前の環境委員会で聞いています。ではこのパターンというのは今後も続けるのかどうか、それから焼却炉というのは、余り長く止めてしまうと、再稼働できなくなるということもある。だから、予備炉といいながら、いつでもスタンバイできるようにしておかなければいけない。かといって、これを目いっぱい使うわけにいかない。もう既に昭和61年から運転している炉で、私の計算では32年たっている。これをあと10年運転しなければいけない。そのためには、この1号炉の運転の位置づけといたしますか、どうやったらあと10年もつのだろうか検討されたと思うのです。それで、私の質問は、1号炉の運転指針、例えば1年間に何時間は運転しなければいけない。指針がないと運転できないわけですね。運転指針がはっきりしているのかどうか、ここをちょっと教えていただきたい、それが間違ったら大変なことになると思うので。

[甲委員]	ただいまのご質問のとおり、1号炉につきましては改良工事を行っておりません。したがって、1号炉は、2号炉、3号炉の補助的な運用をしております。おっしゃるとおり機械ですので、長期に休むほど稼働するのが難しくなります。1号炉は2号炉、3号炉が修理のときは長期の運用になりますが、そのほかは2号炉、3号炉の補助として約1カ月程度の運用を目途としています。今後の1号炉の対応ですが、定期修理により1号炉を今後10年もたせていこうという計画をしております
[乙委員]	今のお話ですと、1年間に1カ月運転すればあと10年もつと、そのような話ですか。1カ月と言いませんでしたか。
[甲委員]	1回の運転で1カ月です。
[乙委員]	そういうことですか。でも、今までは1カ月、1回の運転というのは、月で言えば、4月は14日しか運転していないし、6月は19日しか運転していない。しかも、5月、7月はずっと停止している。今のお話は、どう解釈していいのですか。5月はゼロでいいのかという話になりますよね。
[甲委員]	目安として約1カ月です。4月は1日から14日になっていますけれども、4月は1日の立ち上げではなくて、3月22日から運転しています。3月22日から4月14日まで運転しており、1カ月には満たないのですが、およそ1カ月以内の運転ということで今日目安にしております。
[乙委員]	6月は19日しか運転していないから、これは規格外の運転だったということですか。
[甲委員]	規格外と申しますか、ごみの搬入量を見て、2号炉、3号炉をメインで運転しまして、2号炉、3号炉も何カ月も続けて運転もというのはできませんので、休炉して点検をします。その際には1号炉を運転してごみ処理をしていくという考えでございます。
[乙委員]	私は、この修理もしていない1号炉をあと10年間予備炉として使うということは一つの冒険というか、大変なことだと思うのです。メーカーともよく協議して、ちゃんと運転基準を作る。点検時もそうですけれども、それでその方針に従ってちゃんと運転していかないと。極端な話、素人がそろそろ1号炉を運転してみようかと、15日ぐらい運転して止めてしまうとか、そういう運転の仕方というのはよくないと思います、そこら辺を書いたものがありますか、1号炉の延命化のための運転指針みたいなのはあるのですか。
[甲委員]	指針というものはございませんけれども、これからの運転の仕方、それも定期修理を行っているところを詰めながらも運用していくといった考えです。
[乙委員]	できたら指針をつくってください。感覚でやっている壊れたとき誰の責任になるのだという話にもなりますし、1号炉が止まってしまうと、2号炉と3号炉しかないわけです。そのうち1つでも故障してしまうと100トン以上の焼却能力がないわけですから、実際は百二、三十トン燃やしていかなければいけないので、その辺かなり真剣に、科学的にちゃんと指針をつくって運転していかないとあと10年もたないのではないかとちょっと心配しています。指針をつくってほしい、メーカーともよく協議してそれを要求します。
[甲委員]	検討しておきます。
[乙委員]	11ページの表6の処理水の水質測定なのですが、測定日が6月21日、不検出と書いてあるけれども、NDと表示されていますよね。この表でNDは定量下限値未満を示していますとあるのですがけれども、ほかのところにはNDと書いてあるが、ここだけ不検出と書いてあるのは何か理由があるのですか。
[甲委員]	済みません。不検出と表示してございますが、NDということで表示を訂正させていただきます。

[甲委員]	<p>焼却灰の処理につきましては、先ほど平成23年度から外部委託をしてきたことを工場長より説明をいたしました。このことについては、放射性物質を含む焼却灰ということで、東京電力からその処理費について賠償金をいただいております。平成23年度分から平成28年度まで約9億円になるかと思っております。この内訳としては、焼却灰の処理に係るもの、もう一つは測定関係について国の補助金あるいは交付金が出ないものについて、東電に請求をして賠償されてきたものです。しかしながら、先ほど放射性物質の濃度が下がってきたというお話をさせていただきましたが、平成26年度から安定的に、しかも2,000ベクレルを切るような状態です。このことについては、特措法では、先ほどの19ページの資料にもございますが、基準値として8,000ベクレルということが書かれております。つまり8,000ベクレル以下であれば通常の埋め立てが可能である。通常というのは、ガイドラインに基づく追加的な対策を施した中での埋め立てということになりますけれども、そういったことが可能であるということ、それからもう一つは、2,000ベクレルを下回って、1,000ベクレルにもなりつつあるという状況で、東京電力からは、平成29年度以降で実施した分又は実施する分、これについては賠償をするのは難しいという意向が示されました。このことにつきましては、平成30年1月末近く、平成29年度分が既に終わろうとしている時期でございました。そういったことを鑑みまして、まず組合としては東京電力に管理者名で、このことについては非常に重要なことなので、ご理解をいただいて、継続的に賠償してほしいという要望を提出しております。それから、本年6月27日に関係市町としてもそれは黙ってられない、到底受け入れられないということで、各首長が東電本社に出向きまして要望活動を実施しました。この東京電力に要望活動を実施しましたということにつきましては、組合及び各市町のホームページのほうにも掲載してあるところでございます。現在のところ東京電力のほうからは、出すとか出さないとかというような、その要望に対する回答はまだございません。組合としては賠償を継続していただきたいという考えでいるところですが、出ないということになれば、その紛争解決する機関のADRに申し立てをしていきながら、対策をとっていきたいと考えているところでございます。</p>
[甲委員]	<p>先ほどの地元から了解を得られたということについてですが、放射線量については地元からもゼロではないという懸念がございました。そういうことで、平成25年3月に組合としても資源化の中で当分対応していきますと地元の説明しております。つまり外部委託していくという説明をしておりました。これが変わってくるのが、放射線量が1,000ベクレルを切るようになったということです。平成28年3月30日付けだったと記憶しておりますが、環境省から、900ベクレルを安定的に下回ることが確認できた場合には、手続をすれば追加的措置の必要はなく、最終処分場に埋め立てをしていいことが示されました。この平成28年3月に示されたことをもちまして、再度地元をお願いに行ったところ、5月にまだ1,000を超えてしているのではないかというような指摘がございました。これは、この19ページの資料2の表でも28年度5月に1,110ベクレルで出ているところです。このような状況では、受け入れがたいということで、聞き入れは叶わなかったわけですが、改めて1年間待つということで、平成29年になりまして、5月ごろの高い値を示す時期、これをきちんと見定めまして、改めて地元をお願いに行ったところ、そういったことであれば仕方がないだろうと、ご理解をいただいたことから、この9月から焼却灰等を持っていくというふうになったところでございます。</p>
[乙委員]	<p>地元が今年の5月にしようがないと、こっちで埋め立てていいよと、放射能濃度が900以下だったら、そういうことですか。もう実際に900ベクレルを切ったのですか。</p>
[甲委員]	<p>切っております。</p>
[乙委員]	<p>切っているわけ。飛灰でも。</p>
[甲委員]	<p>はい。資料2表を見ていただきますと、見づらくて申しわけございませんが、平成28年の6月から900ベクレルを超えておりません。その6月以降、現在までの間の最高が飛灰で890ベクレルという測定値になっております</p>
[乙委員]	<p>この最終処分場に搬入することにより、後で表土をかけると思うのですけれども、放射性物質が含んでいるからといって、表土を例えば30センチを50センチにするとか、そういう特別な措置はしないということですか。あともう一つ、埋め立てた場所をちゃんと地図に残しておいて、この高さのところに埋めましたとかというのを記録していくのでしょうか。</p>

[甲委員]	<p>以前、特定一般廃棄物として指定されていたものを埋めていた時期があります。クリーンセンターに置くことが、物理的制約の中で不可能になりましたので、どうしてもこれだけは入れさせほしいというものについては、一時入れさせていただきます。これにつきましては、特措法に基づいた管理をしていくということになりますので、当然その位置、あるいはフレコンに入っているなど基準に従い埋めてございます。今回の900ベクレルを切るものについては特別な対策は必要ないということで、現在30センチで覆土していますが、これで行く予定でございます。また、地元のご理解をいただいたときに飛灰というものは飛散するのではないかとのご心配がありました。これにつきましては、組合の灰の処理の中で、キレート処理し、固化されたものになりますので、それを見せて、飛散するものではないこと確認していただきました。なるほど安心したということで、ご理解をいただいたところです。ただし、またその後900ベクトルを超える状況になった場合には、環境省と協議をして、対策について検討していくべきものと考えております。</p>
-------	--

議題（２）【次期中間処理施整備事業の進捗について】

現在の予定、状況をご報告いたします。平成40年度に稼働を目指しております次期中間処理施設事業の進捗状況です。今回は、建設予定地の買収状況、それからアクセス道路関係業務、埋蔵文化財調査業務についてご報告をします。

初めに、建設予定地買収等の状況ですが、買収予定面積26,125㎡、33筆を予定しています。8月末時点で買収済みが12,200㎡、22筆。買収率につきましては、面積で46.7%、筆でいきますと3分の2、66.7%の買収率になっております。それらあわせて、地権者への物件補償というのがございます。こちらは井戸ですとか立竹木の補償になります。こちらは補償進捗率としまして36.6%になります。これは金額ベースとして出させていただいております。残り買収面積13,925㎡ございますが、これは本年度中に買収するという予定でございます。

続きまして、アクセス道路関係でございますが、現在測量、それから予備設計のBということで施工業務を行っているところです。その中で、予備設計のルートを中心線を決定するという業務がありますが、こちらにつきましては既に完了しております。現在道路の用地幅や杭位置を決定する業務を行っているところです。その後、本年度中に完了する予定です。そのほか今年度中に、不動産鑑定を行いまして、翌年度からアクセス道路の用地買収を開始し、道路の詳細設計業務に入っていく予定です。

最後に、埋蔵文化財調査業務ですが、こちらにつきましては今年、来年の2カ年の継続事業です。現在発注に向けて、印旛郡市文化財センターと協議中で、間もなく発注となります。

以上で、簡単ですが、次期中間処理施設の進捗状況のご報告とさせていただきます。

【質疑応答】

[乙委員]	<p>前回の環境委員会では、建設用地の用地所有者で所有者不明というのが2件ほどあると聞いたのですが、それはその後どうなっているのでしょうか。</p>
[甲委員]	<p>現時点では、相続等も済んでおりまして、その件は買収済みの中に入っております。今後の買収予定の地権者は、現時点では相続を必要とするものはありませんので、今後はわかりませんが、年度内に残りの地権者の方と買収をする予定でございます。特に今の時点で問題はないと考えております。</p>
[乙委員]	<p>今の買収の予定が26,125㎡、買収済みが12,200㎡ということですが、残りが11筆ありますよね。この1筆当たりが1,260㎡ぐらいですが、残り11筆の地権者は何人いるのですか。というのは、この残りの11筆で13,925㎡ぐらいになるので、こういうところは、1人で2,000㎡も3,000㎡も持っている人もいらっしゃるから、どんな感じなのかなど。</p>
[甲委員]	<p>私の記憶しているところによりますと5名です。</p>
[乙委員]	<p>では、結構大地主がそこに入っていると、そういうことですね。うまくいきそうですか。</p>
[乙委員]	<p>今のところ障害はないと考えております。</p>

議題（３）【ごみ処理基本計画の策定状況について】

資料3の下段のほうに策定状況ということで記載させていただいておりますが、現時点は基本計画のまだ素案を作成している段階でございますので、素案のご提示はできません。次回の12月の時点では素案としてご提示していきたいと考えております。現在の状況ですが、検討委員会を4月、5月、6月、7月と4回、そのうち6月につきましては武蔵野クリーンセンターのほうへ視察を行っております。合わせて4回実施しております。

これまでの検討委員会の内容でございますけれども、現在の平成26年に策定した計画を基に、この期間のごみ処理量の把握、それから課題整理、分析等を含めまして行いました。それから、住民、事業者へのアンケート調査を行っております。そして、施策、アクションプラン等の検討を現在引き続き行っておりまして、今月の9日にも検討委員会を開催し、そこで推計しましたごみ処理量をもとに目標値を定めて、ごみ量削減策、アクションプラン等を中心に検討しまして、今後は今月開催を含めて3回検討委員会を開催し、答申と計画書の検討委員会案をご提出いただくという予定をしております。その過程でパブリックコメントを実施して地域の皆様のご意見をいただくこととしております。

【質疑応答】

[乙委員]	組合のホームページにごみ処理基本計画検討委員会をいつ開催しますというようなことが載るのですけれども、第4回目については載っておりません。第3回目は、先進地の見学に行く。それは、同行することはできないので、いいのですけれども、第4回目についてはどうして広報しなかったのですか。ホームページでいつも告知しているのに、なぜしなかったのか。
[甲委員]	大変申しわけございません。掲載漏れです。
[乙委員]	なぜそうなるのですか。
[甲委員]	掲載する我々の業務の中に、きちんと皆さんに情報を提供していくというところで、その辺が重要視されていない部分が多分あるかと思えます。今後は、情報公開をきちんとやるうえで、後ほどご説明もさせていただきますけれども、その辺をしっかりと内部で再度一人一人認識していく。この業務だけではなくて、公表していくものというのはかなりあるかと思えます。そういう中で、この環境委員会の関係もそうでございますが、情報公開についてはきちんと担当として行うようにチェックも含めて対応していきたいと考えております。申しわけございませんでした。
[乙委員]	そのホームページに載せてある会議の資料ですけれども、配付されているものと一部違うというか、欠落している部分があると思うのですが、配付したものはちゃんと載せるべきだと思います。
[甲委員]	我々が気づかなければいけないところをご指摘いただいた形になってしまいましたけれども、今後当然そういうことがないようにしたいと思います。今回の訂正につきましては、訂正内容を署名人の方にもう一度確認していただいて、再度訂正したものを載せていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。
[乙委員]	差しかえた部分については、ちゃんと差しかえましたということがわかるようにしておいていただかないと。どこかの省庁みたいなことになってしまうので、それはやめたほうがいいと思います。ちゃんと訂正してください。

議題（4）【自治会からの質問事項の回答について】

質問1. 環境省の指定廃棄物の指定解除のルールについて

・環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

- (1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。
- (2) 2018年1月12日環境大臣に対して松戸市長、柏市長、流山市長、我孫子市長、印西市長の連名で要望書を提出したが、進捗はあったか。
- (3) 指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか。
- (1)～(3)についてその後状況の変化はあったか。
- (4) 入れ替えの件は、今年度検討を行うのか。

【回答】

- (1) 前回の環境員会（6/23開催）以降で、当組合、印西市に対しての協議の申し入れはありません。過去に回答したかも知れませんが、指定解除を行う場合は保管者側から実施するもので、国のルールに変更がない限り、環境省から解除に向けての指示はありません
- (2) 前回の環境員会（6/23開催）以降で、要望書に対しての回答や協議の申し入れはありません。印西市から聞いております。

- (3) 上記の回答と同様で、指定解除の手続きを実施する考えは無いことから、その諸条件である測定作業も実施することはありません。現在国が千葉市と交渉中である一箇所での保管場所の目途がつくまでは、同様な状況が続くものと思われます。
- (4) 去る6/1に指定廃棄物の保管状況に関し、環境省の立入調査があり、当該容器の劣化に対する懸念が示されましたので、今後は安全を確保できるよう環境省と協議をして行きたいと考えております。

【質疑応答】

[乙委員]	今の(4)のところの回答ですが、協議をしていきたいと考えていますということですが、すぐやるということ、それともまだ先のことなのか。
[甲委員]	腐食した部分をどうするかということで、環境省の意見を聞きながら今年度決めまして、来年度その指定廃棄物の保管をどういう対応するか。二重にするのか、それともドラム缶を入れかえるのか、そのようなところを来年度行うように今年度詰めていきたいと考えております。
[乙委員]	その辺の状況をできればこの環境委員会でお知らせいただきたい。最後になって決まりました、こうしますというだけでは困るのでお願いします。
[甲委員]	承知いたしました。

質問2. 水銀対策の必要性について

水銀自動計測器の採用しないことは組合としての決定か。

【回答】

環境省の指定する測定方法に従いまして、手分析により今後測定していきます。

【質疑応答】

[乙委員]	この水銀のところですけども、これは組合としての最終的な決定ということですか、それを聞いているのに。ここに書いてある答えでは全く答えになってないです。
[甲委員]	もちろん管理者の決定が最終決定になるわけなのですが、改めてこの件についてお話はしておりません。しかしながら、これまでの環境委員会の中でのご質問などを踏まえまして調査、検討してまいりました。自動計測器を設置する場合には設置場所のスペース、施設の改造が必要になり、また自動計測器を設置した場合であっても手分析が必要になるということ。そういうことから基本的には専門業者による手分析が必要になってくるというようなことが結果としてございました。つきましては、計測器の設置ではなくて、専門業者への委託にて対応することとして、平成30年度も専門業者への委託を実施しているところです。現在のところは同様の扱いを考えておりますので、計測器を設置するのではなくて、業者委託ということで進めさせていきたいと考えております。
[乙委員]	それ本年度の説明ですよ。これからどうしますという説明ではないですね。
[甲委員]	現在のところ自動計測器を設置するのではなくて、外部委託ということで対応していきたいと考えております。
[乙委員]	平成40年度には廃炉になるので
[甲委員]	もちろん社会情勢等を踏まえた結果として、設置しなければならないということになれば、当然そういった対応はあろうかと思いますが、現在のところ外部委託というところで考えておりますので、現時点で設置ということは考えておりません。
[乙委員]	設置しないのだったら設置しないと決めてもらいたいなと思います。それをしないで、ただ分析をやっていくのはどうかと思います。東京都23区の清掃事業事務組合ではちゃんとやっているのだから、そういうところを見てどうすればいいのかと考えるべきだと思います。ちゃんと組合として最終決定してもらいたいなと私は思います。

質問3. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

協定書等に関する調査の進捗状況は

【回答】

3番目のご質問となります。排ガス中の重金属測定の測定方法ということで、タイトルは測定方法ということなのですが、質問内容は今お話のあった水銀の数値を協定書にどのように組み入れていくかという内容であります。前回、前々回の環境委員会からも、水銀がこの4月1日から測定項目に加えられ、基準値というのも定められました。環境測定の業務を行っている業者からの情報やインターネットの検索等で関東近辺の約40の

工場を調べたところ、現在のところ基準と同数値である50マイクログラムパーノルマル $\mu\text{g}/\text{m}^3$ という国の基準と同じ値を工場の基準としている例が多く見受けられました。ただ、これは国が決めた基準ということなので、これを基準にどのように協定値が定められているか、住民側代表と詰めていきたいと考えております。

なお、自主的に規制値を定めることも重要と思いますが、焼却施設に水銀含有物、いわゆる電池、蛍光管、体温計、血圧計が対象として挙げられ、これの混入を防ぐ対策として分別のPRやごみの検査等が挙げられますが、何分可燃ごみを全て調査することは不可能であります。こちらで抜き打ち的に可燃ごみの展開検査等を行っておりますが、体温計とか血圧計が出てきた事例はありません。逆に皆様をお願いしたいことなのですが、環境委員の皆様は各自治会の代表としてこの場に参加しております。このような規制を遵守する対策、いわゆる有害ごみの分別を隣近所の住民の方にPRしていただけないでしょうか。市の広報やホームページを媒体とした広報活動も確かに重要だと思いますが、人から人へ伝わる口コミの効果もかなり高いと思われるので、ぜひ宣伝していただけるとありがたいと思っております。

【質疑応答】

[乙委員]	住民代表と詰めていきたいお話ですけれども、実際どういうスケジュールで進めていく予定ですか。
[甲委員]	代表の方は一応3名挙げさせていただいております。この3名の方と、環境委員会が年4回ですが、もう少し短いスパンで今何カ月に1回とかというのは決まっておりますが、3名なので環境委員会よりは、回数を多くして進めていきたいと思っております。

質問4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について

HP及び水銀の公開について。

【回答】

前回の環境委員会でも回答しておりますが、ホームページ上の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録はスペースの制約があることから、焼却日数のみを記載しています。なお、焼却日につきましては、記載の方法が見やすい方法で記載できるか現在検討しています。また、水銀につきましては、ホームページ上の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録（排ガス）及び環境委員会だよりに記載いたします。

【質疑応答】

[乙委員]	ぜひ早くやってください
-------	-------------

質問5. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)が更新されない理由は

維持管理に関する記録が3年分しかないのは。

【回答】

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録（排ガス）は、事務局にて更新しています。一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条に当該日から起算して3年を経過する日までの間行うものとあります。これに沿いまして、3年を経過して記載してございます。具体的には、平成27年、28年、29年、それから今年度30年度の途中まで記載しています。このことにつきまして県に確認いたしました。問題ないという回答をいただいております。

質問6. 平成30年度印西地区ごみ処理実施計画(HP掲載が遅れた理由は。)

質問7. 工事完了と引渡し性能試験結果の件(HP掲載が遅れた理由は。)

質問8. 環境委員会だよりの掲出が遅れている理由

質問9. 操業報告などの資料の配布遅延の理由

【回答】

それでは、6番目の平成30年度印西地区ごみ処理実施計画のホームページ掲載がおくれた理由、それから7番目の工事完了と引き渡し性能試験結果の件のホームページ掲載が遅れた理由、それから8番目、環境委員会だよりの掲出が遅れている理由、9番目、操業報告などの資料配付の遅延理由ということですが、改めてこういう遅れが生じていることに対しましてお詫びを申し上げます。申し訳ございません。

それでは、当組合、我々クリーンセンターの対応かと思えます。それにつきまして、考え方につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。組合では、これまでも情報提供に努めてまいりましたが、多角的な視点からいまい一度情報提供について検討する必要があると考えております。情報提供は、住民の皆様のご理解を促進することや透明性を向上させることなどさまざまでございますが、住民の皆様が必要とする情報をできるだけ容易に入手できる状態にしておくことは重要で、提供する情報は、一刻も早く提供すべきもの、それから

十分な精査が必要なものとそのまま提供できるもの等さまざまでございますが、情報が発生した後は速やかに提供するものと理解しておりますが、一定の事務処理を経て作成する場合もございます。また、現行の行政運営は、住民の皆様とともに地域の課題に取り組みまして解決していくことが求められておりますが、まさにこの環境委員会は、クリーンセンターを取り巻く環境において、組合と地域住民である委員の皆様との双方向の情報交流により、ごみ処理事業に対する理解の促進と課題の解決が図られているもので、非常に重要なものであると認識しているところでございます。

今回のホームページの掲載のおくれにつきましては、クリーンセンター職員の各事務事業の遂行に当たりまして、事務の引き継ぎ、それからスケジュール管理が円滑に行われていなかったことや職員の情報提供に対する認識不足が要因と考えております。今後は、徹底した事務引き継ぎやスケジュール管理とあわせて、職員が情報提供の役割、情報提供の重要性、また情報提供の方法等を再確認しまして、一日も早く皆様に情報提供できますよう検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

[議長]	質問6、7、8、9について、きちんとしたご説明だったと思います。どうもありがとうございます。では、この次に移ってよろしいでしょうか。お願いします。
------	---

質問7. 工事完了と引渡し性能試験結果の件

排ガスの基準値が環境委員会の協定値と異なる理由は。

【回答】

もう一つ、7の2番目で排ガスのことがありますので、担当のほうから説明させていただきます。

7の排ガスの基準値が環境委員会の協定値と異なる理由はというご質問です。回答になります。排ガスの基準値は、基幹改良工事实設計仕様書の数値になりますので、協定値とは異なります。また、協定値の変更につきましては住民側代表者と協議してまいりたいと思っております。

[乙委員]	質問に答えていないです。質問というのは、何で数値が違うのかということを知っているのに、これでは答えにならないでしょう。何で数値が違うのですかと、そう知っているのに、こんな答えをもらっても何の解決にもならない。説明になっていないと思います。
[甲委員]	質問の意味がそういうことではないかなと思ってお答えしたのですけれども、その質問の意味をもう一度言っただけですか。
[乙委員]	設計仕様書の数値と私たちが見ている規制の数値が何で違うのか。規制の数値でオーケーになったら、ずっと工事をしてから残り10年間だったら、その10年間保証されるのか。そうなったら、当然協定値の数値をここに書いてある仕様書の数値に近づけていくというふうにすべきだと思います。以前ダイオキシンが問題ときも3号炉の部分で保証値が0.5となっていたにもかかわらず、ずっと1.0のままやっていて、途中でそれはおかしい、ちゃんと0.5に改めるべきだという話があって、そういうふうになりました。それと同じような意味だと私は思うのですが、そういう意味ではないのでしょうか。
[甲委員]	基準値の数値ですけれども、これは炉の設計段階において基準ごみに対しての保証値になっております。したがって、これを協定値にするかどうかということなのですけれども、ごみ質などによってその数値を守れるかどうかというのは、今後詰めていくしかないかなと。
[乙委員]	そういうことを知っているのではなくて、何で仕様書の値が基準の数値と違うのかということを知っているのです。何で違うのですか
[甲委員]	大変申しわけございません。次回の環境委員会までに調べまして、なぜこの数値かということをもう一度確認して、今後の対応すべき方向、協定との係わりになるかと思っておりますが、それをどう進めていくかということを含めてお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問10. 機能検査と精密機能検査の実施状況について

【回答】

機能検査と精密機能検査の実施状況についての回答になります。前回の環境委員会でも回答しておりますが、機能検査は施設の稼働状況を常に適切に保持するために実施するもので、日常の現場点検と毎年実施しております定期点検、補修時に行っております。また、精密機能検査につきましては今年度実施いたします。

【質疑応答】

[乙委員]	これも質問に全く答えていないです。
-------	-------------------

[甲委員]	こういう質問だと思ひまして、この回答を申し上げたのですけれども、何が違うのかそれを言っただけいただけますか。
[乙委員]	この質問を読みましたか。なぜそういう答えになるのか
[甲委員]	文章が長いので、私の理解はこの程度の理解なのですけれども、端的に何をお知りになりたいのか言っただけです。
[乙委員]	機能検査をちゃんとやられていますか。過去にどういうふうやって、どういう結果が出て、今後はどういうことをやっていくかということをやちゃんと示してくれと書いてあるではないですか。
[甲委員]	やっていますかということですか。どういうことですか。回答したとおり、このとおりやっています。
[甲委員]	申しわけないのですが、このことにつきましても次回きちんと回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

質問 11. 印西市一般廃棄物処理概要について

印西市の HP に印西地区衛生組合から排出されるし渣の処分先が印西クリーンセンターと記載されており、平成 28 年度第 3 回委員会にて、その量について質問したが事業系可燃ごみの一部であり、量は把握してない旨の無責任な回答であった。

- (1) このし渣の件を平成 30 年度印西地区ごみ処理実施計画に掲載すべきではないか。
- (2) 印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画書では、汚泥処分先として印西地区環境整備事業組合へ 10.8t と記載されているが既知なのか。また実施計画に含まれているか。
- (3) 印西市一般廃棄物処理概要 2016 年度では処理工程が変更されているが何か変更の影響はあるのか。

【回答】

質問が印西市一般廃棄物処理概要についてということなのですが、ご質問の内容を口頭で言いますと、平成 28 年度の印西市一般廃棄物処理概要が掲載されており、その中にし尿処理の処理体系が載っております。し尿処理で発生するし渣というものがありまして、収集したし尿に混入されるプラスチック類や下着とかナプキンとか綿等の繊維、これをクリーンセンターで焼却処分と掲載されており、そのし渣の処理に関するご質問です。質問は 3 項目ありまして、回答には質問ごとに分けて書いてありませんので、意味がわかりづらいのですが、最初の 1 番目が印西地区衛生組合のし渣処分について、30 年度の印西地区の組合のごみ処理実施計画に掲載すべきではないかというご質問です。以前のお話ですと、28 年度の第 3 回の委員会でも同様の話はされているということなのですが、このときの回答と異なってしまいますが、印西地区ごみ処理実施計画上ではこのし渣も事業系一般廃棄物の一部と考えており、し渣も事業系一般廃棄物の可燃ごみの 12,515 トンの処理を予定しておりますが、この中に含まれております。特に衛生組合からのごみをピックアップするわけでもないし、ほかの多数の事業者からのごみが組合のほうに入ってきますが、個々の搬入量は記載していません。12,515 トンの一部と捉えてください。

2 番目のご質問として、本年度の衛生組合の一般廃棄物処理計画でし渣 10.8 トンというふうに記載されていますが、当組合の実施計画に含まれているかというご質問です。し渣の搬入については、衛生組合自らは行っておらず、衛生組合が栄町にありますから、栄町の委託業者が搬入していることは知っております。その計画量 10.8 トンは、先ほどの 1 番の回答同様、12,515 トンに含まれているものと認識しております。ごみ処理の実施計画では、実績等の数値を勘案し、算定しており、今のところ同様な答えなのですが、事業者ごとの搬入量までは求めておりません。

3 番目として、印西市の一般廃棄物処理概要平成 28 年度分では処理工程のフロー図が変更されていますが、何か影響はあるかというご質問です。処理工程の関係を衛生組合のほうに問い合わせたところ、し渣と汚泥を分離する機械を変更したため、必然的に処理工程のフロー図も変更となりました。従来は脱水処理のみを掲載しておりました。より高度な処理工程に変更されたと思われまますので、焼却処分に悪影響はないものと思われまます。また、し渣の搬入が年々減少している旨は衛生組合より聞いております。

【質疑応答】

[乙委員]	事業系一般廃棄物にし渣を含むということは、以前この環境委員会か何かで説明されたのでしょうか。全然記憶にない。そのことに対する回答がないのですけれども、協議されて、あと了承されたのか。昔から決めているから、そんなの説明しないのだよということですか。いつから始まったのですか。
-------	--

[甲委員]	恐らくで申しわけないのですが、この計画の中に事前に入っているというのは、かなり前から全体量の中で入っているということで、皆様に改めて説明したというのはこの機会が初めてになります。計画の中で、衛生組合分は事業者のごみとして入っています。それが含まれて、全体量として今までごみ処理実施計画の、事業系可燃ごみの量の中に入っているというのは当然といえますか、それを改めてそこに入っていますということに分けて考えたということは余りなかったというところでございます。
[乙委員]	そうすると、実施計画のところはそのし渣の部分もあって、その数値が積み重ねられて、実施計画ができていますよね、数量全体の分として。そこにそういうことが書いていないのは、組合側にとっては当然かもしれないけれども、私たちにとっては当然ではないと思います。いつからし渣の焼却処分をやっているのですか。印西市さん、ご存じでしょう。
[甲委員]	申しわけありません。今資料のほうが手持ちにございませんで、即答はできないのですが、かなり前からそういったものは実施されているものだと考えております。

質問 12. エキボシキ系接着剤等で劇物に指定された製品の混入の可能性への対応は。

【回答】

エポキシ系接着剤で劇物に指定された製品の混入の可能性への対応については、この7月に毒物、劇物の法が改正され、規制対象物質が増えました。ホームページ上で見ると商品名しか載っていないので、どんなイメージかちょっとわからなかったのですが、いわゆる市販されている接着剤から、ちょっと中に知っている業者さんの名称もあったので、そこに問い合わせしたところ、特定の業者さんのみが使用するであろう製品ということを知りました。市場への流通頻度は千差万別であると思われます。当クリーンセンターの事業系廃棄物に関しては、紙布類、枝、木、従業員が飲食した瓶、缶に限定しておりますので、当該劇物の大量の搬入はないものと思われませんが、家庭系の廃棄物に関しては、受け入れの範囲が事業系に比べて広いことから、混入される可能性は高いと思われれます。劇物に指定されているのに実際販売していますので、買った方に保管とか廃棄の義務というのは記載されていますが、どこまでという疑問点がありますので、混入される可能性は高いと思われれます。先ほどの水銀と同様、またお願いになってしまいますが、混入を防ぐ対策として、住民の皆さんでPRしていただくとありがたいと思っております。

【質疑応答】

[議長]	これで議事を終わらせていただきます。少し残ってしまいますがこの残ったものについて、何かこれだけは言っておいたほうがいいのかはございませんか。
[乙委員]	第1回の委員会の会議録をもらっているのですが、これについて一部誤りがありますので、このことについて訂正をしていただきたいと思っております。というのは、会議録11ページの議題6で自治会からの質問事項への回答についてというところに、乙委員「この資料は公表してほしくないと思います。これは住民のための会合を開きますというお知らせなので、これを載せる必要はないという理由からです。」と書いてあるのですが、これは前回の質問資料に、住民側の会合資料A4一枚と質問の資料がありまして、住民側の会合資料A4一枚の文書が要らないというふうに述べただけであって、その後に議題6の質問資料があるのですが、その部分については削除しないでほしいということでした。それが反映されていないので、この部分については改めていただきたいと思っております。
[甲委員]	同じようなお話しになってしまうのですが、資料等の訂正を行ってまいります。これについては、私どものミス等もございませんで、これについては、今後できるだけそういったミスがないように努めてまいりたいと思っております。また、今回ご指摘いただきました会議録につきましても訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。深くおわび申し上げます。

[事務局] それでは、以上をもちまして平成30年度第2回環境委員会を閉会いたします。
本日はお忙しい中ありがとうございました。